

ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」

平成 20 年 2 月 25 日

会社名： 株式会社ネクストジェン

代表者名：代表取締役社長 大西 新二

(証券コード番号：3842)

問合せ先：取締役 執行役員 柏木宏之

(TEL . 03 - 3234 - 6855)

各 位

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年3月27日開催予定の第7回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 昨今の情勢を鑑み、今後当社の事業運営上、技術者の短期派遣等が必要となる可能性があるため、新たに労働者派遣事業を目的に加えるものであります。(変更案第2条)
- (2) 定款第4条第3項について新設を行うものであります。当社は、監査役を設置しておりますが、事業規模に応じた監査体制とするため、監査役会を設置し、またこれに伴い監査役会に関する規定を新設するものであります。(変更案第4条、第32条～第36条)
- (3) 上記のほか、文言等の調整等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気通信事業</p> <p>2. 通信技術に関するコンサルティング業務</p> <p>3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、貸借、販売及び輸出入</p> <p>4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入</p> <p>5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務</p> <p>6. 前3号に関するコンサルティング業務 (新 設)</p> <p><u>7. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式の総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気通信事業</p> <p>2. 通信技術に関するコンサルティング業務</p> <p>3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、貸借、販売及び輸出入</p> <p>4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入</p> <p>5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務</p> <p>6. 前3号に関するコンサルティング業務</p> <p><u>7. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>8. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第32条</p> <p><u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各</u> <u>監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が</u> <u>あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手</u> <u>続を経ないで監査役会を開催することができ</u> <u>る。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場</u> <u>合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> 第 35 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその</u> <u>結果ならびにその他法令に定める事項について</u> <u>は、これを議事録に記載または記録し、出席し</u> <u>た監査役がこれに記名押印または電子署名す</u> <u>る。</u>
(新 設)	<u>(監査役会規則)</u> 第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款の</u> <u>ほか、監査役会において定める監査役会規則に</u> <u>よる。</u>
第 32 条 ~ 第 41 条 (条文省略)	第 37 条 ~ 第 46 条 (現行どおり)

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 20 年 3 月 27 日 (木)
 定款変更の効力発生日 (予定) 平成 20 年 3 月 27 日 (木)

以 上